

会 議 録 第 6 号

1. 招集日時 平成28年12月16日(金) 午前10時
1. 招集場所 牛久市役所議場
1. 出席議員 22名
- 1番 藤田尚美君
 - 2番 秋山泉君
 - 3番 尾野政子君
 - 4番 伊藤裕一君
 - 5番 長田麻美君
 - 6番 山本伸子君
 - 7番 杉森弘之君
 - 8番 須藤京子君
 - 9番 黒木のぶ子君
 - 10番 甲斐徳之助君
 - 11番 池辺己実夫君
 - 12番 守屋常雄君
 - 13番 市川圭一君
 - 14番 小松崎伸君
 - 15番 石原幸雄君
 - 16番 遠藤憲子君
 - 17番 鈴木かずみ君
 - 18番 利根川英雄君
 - 19番 山越守君
 - 20番 板倉香君
 - 21番 柳井哲也君
 - 22番 中根利兵衛君
1. 欠席議員 なし

1. 出席説明員

市 長	根 本 洋 治 君
副 市 長	滝 本 昌 司 君
教 育 長	染 谷 郁 夫 君
市長公室長	吉 川 修 貴 君
経営企画部長	飯 泉 栄 次 君
総 務 部 長	中 澤 勇 仁 君
市 民 部 長	坂 野 一 夫 君
保健福祉部長	川 上 秀 知 君
環 境 部 長	坂 本 光 男 君
経 済 部 長	山 岡 康 秀 君
建 設 部 長	八 島 敏 君
会計管理者	山 越 恵美子 君
監査委員事務局長	土 井 清 君
農業委員会 事 務 局 長	結 速 武 史 君
経営企画部次長	吉 田 将 巳 君
総 務 部 次 長	小 林 和 夫 君
市民部次長	高 谷 寿 君
保健福祉部次長	藤 田 幸 男 君
環 境 部 次 長	梶 由 紀 夫 君
経 済 部 次 長	小 川 茂 生 君
建 設 部 次 長	岡 野 稔 君
建 設 部 次 長	藤 田 聡 君
教育委員会次長	飯 野 喜 行 君
教育委員会次長	杉 本 和 也 君
全 参 事	

1. 議会事務局出席者

事 務 局 長	滝 本 仁 君
庶務議事課長	野 島 貴 夫 君
庶務議事課長補佐	中 根 敏 美 君

庶務議事課長補佐 飯 田 晴 男 君
書 記 飯 村 彰 君

平成28年第4回牛久市議会定例会

議事日程第6号

平成28年12月16日（金）午前10時開議

- 日程第 1. 議案第78号 牛久市障害者自立支援協議会条例について
- 日程第 2. 議案第79号 牛久市農業委員会の委員及び牛久市農地利用最適化推進委員の定数を定める条例について
- 日程第 3. 議案第80号 牛久市部等設置条例の一部を改正する条例について
- 日程第 4. 議案第81号 牛久市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 5. 議案第82号 牛久市特別職報酬等審議会設置条例の一部を改正する条例について
- 日程第 6. 議案第83号 牛久市税条例等の一部を改正する条例について
- 日程第 7. 議案第84号 牛久市奨学基金条例の一部を改正する条例について
- 日程第 8. 議案第85号 牛久市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 日程第 9. 議案第92号 牛久市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第10. 議案第93号 牛久市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第11. 議案第86号 平成28年度牛久市一般会計補正予算（第5号）
- 日程第12. 議案第87号 平成28年度牛久市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第13. 議案第88号 平成28年度牛久市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第14. 議案第89号 平成28年度牛久市青果市場事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第15. 議案第90号 平成28年度牛久市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第16. 議案第91号 平成28年度牛久市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第17. 議案第58号 土地取得について
- 日程第18. 意見書案第7号 医療用ウィッグへの助成を求める意見書の提出について
- 日程第19. 請願第 6号 エスカードビル内のイズミヤ撤退にともなって食品売り場等の店舗設置を求める請願書
- 日程第20. 閉会中の事務調査の件

午前10時00分開議

○議長（市川圭一君） おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

日程第1、議案第78号ないし日程第16、議案第91号の16件、日程第17、議案第58号の1件、日程第18、意見書案第7号の1件、日程第19、請願第6号の1件を一括議題といたします。

議案第 78号 牛久市障害者自立支援協議会条例について

議案第 79号 牛久市農業委員会の委員及び牛久市農地利用最適化推進委員の定数を定める条例について

議案第 80号 牛久市部等設置条例の一部を改正する条例について

議案第 81号 牛久市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

議案第 82号 牛久市特別職報酬等審議会設置条例の一部を改正する条例について

議案第 83号 牛久市税条例等の一部を改正する条例について

議案第 84号 牛久市奨学基金条例の一部を改正する条例について

議案第 85号 牛久市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

議案第 92号 牛久市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

議案第 93号 牛久市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について

議案第 86号 平成28年度牛久市一般会計補正予算（第5号）

議案第 87号 平成28年度牛久市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）

議案第 88号 平成28年度牛久市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）

議案第 89号 平成28年度牛久市青果市場事業特別会計補正予算（第1号）

議案第 90号 平成28年度牛久市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）

議案第 91号 平成28年度牛久市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）

議案第 58号 土地取得について

意見書案第7号 医療用ウィッグへの助成を求める意見書の提出について

請願第 6号 エスカードビル内のイズミヤ撤退にともなって食品売り場等の店舗設置を求める請願書

○議長（市川圭一君） 本件に関しては、各委員長から審査結果の報告を受けました。つきま

しては、各委員長から審査経過並びに結果についての報告を求めます。

まず、秋山総務常任委員長。

平成28年12月16日

牛久市議会議長殿

総務常任委員会

委員長 秋山 泉

総務常任委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果下記のとおり決定いたしましたので、牛久市議会会議規則第110条の規定により報告します。

記

事件の番号	件名	議決の結果
議案第80号	牛久市部等設置条例の一部を改正する条例について	原案可決
議案第81号	牛久市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について	原案可決
議案第82号	牛久市特別職報酬等審議会設置条例の一部を改正する条例について	原案可決
議案第83号	牛久市税条例等の一部を改正する条例について	原案可決
議案第92号	牛久市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について	原案可決
議案第93号	牛久市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について	原案可決
議案第86号	平成28年度牛久市一般会計補正予算(第5号)別記記載の当該委員会の所管事項についてのみ	原案可決

〔総務常任委員長秋山 泉君登壇〕

○総務常任委員長(秋山 泉君) 総務常任委員会委員長審査報告。

平成28年12月9日、本委員会に付託されました案件審査の経過と結果につきまして、御報告申し上げます。

本委員会に付託されました案件審査のため、去る12月12日、委員会を開催し、市執行部の出席を求め慎重な審査を行った次第です。

まず、本委員会に付託されました案件の内容を申し上げます。

議案第80号は、牛久市部等設置条例の一部を改正する条例についてであります。

本件は、これまでの環境部と経済部を環境経済部に統合することで組織のスリム化を図り、より横断的な組織をつくるとともに、部及び室が所管する事務についても、これまで以上に効率的な事業の運営ができるよう改正するものであります。

審査に当たり委員からは、8部が7部に減ることのメリット及び人件費等、財政的なスリム化が図られるのかについて疑問がなされ、市執行部からは、メリットとしては、部が統合されることにより、より綿密に連絡がとれるようになること、また、人件費の削減額はごくわずかと考えているとの答弁がありました。

また、市長がかわり、方針の変更による組織再編の必要性は認めるが、市民には牛久市の方針がころころ変わるとの印象を与えてしまう、市民への市長の所信表明のようなものが必要と思うが、そうした広報を行うつもりはあるか、牛久市政としてどうなのかということをお訴えすることが市民に理解を得る上で重要であると思うが、その点についてどう考えるかについて疑問がなされ、市執行部からは、市民への周知については新年度に混乱することのないよう検討していく、どの部署が所管するのかということをしっかり意識づけたい、今の時代が求めるものをしっかりやるのが行政のあり方であるとの答弁がありました。

次に、広報紙について、イメージが大きく変わり、洗練されて好印象を与えているが、所管が変わることの具体的な違いについて疑問がなされ、市執行部からは、広報紙は市民部の所管であったが、市長公室のシティプロモーションと一本化し、一体的に展開していくとの答弁がありました。

さらに、市営住宅を建設部に戻すに当たり、建設の部分と入居の際に考慮する点において変わることがあるのかについて疑問がなされ、市執行部からは、これから市営住宅の再編を行っていくが、組織横断的にそれぞれの部署の目的を持ち、連携し考えていくとの答弁がありました。

議案第81号は、牛久市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

本件は、コミュニティ・スクール導入のため設置する学校運営協議会委員の報酬を定めるため、改正するものであります。

審査に当たり委員からは、今後、奥野小、牛久二中以外の各学校にコミュニティ・スクールの位置づけがされた場合、同様に学校運営協議会が設置されるのか、また、委員の報酬額の根

抛について質疑がなされ、市執行部からは、委員の職務の内容は、これまでは学校の運営のみに意見を述べる事ができたのが、教職員の人事等についても意見を述べる事ができるようになること、コミュニティ・スクールについては、現在の学校評議員を廃止し、学校運営協議会に移行する予定であると聞いている、委員の報酬額については、現在の学校評議員及びコミュニティ・スクール推進委員の報酬と同額である、メンバーとしては、学識経験者、通学区域に居住する市民、児童生徒の保護者、校長その他の教職員及び教育委員会が適当と認める者を予定していると聞いているとの答弁がありました。

議案第82号は、牛久市特別職報酬等審議会設置条例の一部を改正する条例についてであります。

本件は、審議会の所掌事項に教育長の給料の額及び議員の政務活動費の額を加えるものであります。

審査に当たり委員からは、他市において、議員の政務活動費の額を審議会に諮るに当たり、条例に明記しているのか、あるいは単に慣例で行っているのか、状況を把握しているのかについて質疑がなされ、市執行部からは、県内で具体的に政務活動費を条例に明記しているのは5市、明記はしていないが審議可能としているのは6市であるとの答弁がありました。

また、政務活動費の額の審議に用いる資料について質疑がなされ、市執行部からは、審議会の委員には一般市民も含まれる可能性があることから、委員が判断するに足る資料ということで議会事務局から提供の協力をお願いする可能性もあるとの答弁がありました。

議案第83号は、牛久市税条例等の一部を改正する条例についてであります。

本件は、地方税法等の改正に伴い、市民税の医療費控除の特例制度の創設、特例適用利子等及び特例適用配当等に係る市民税の課税の特例の創設及び四輪の軽自動車に対する軽自動車税のグリーン化特例制度を1年間延長する改正並びに引用条項の整理を行うものであります。

審査に当たり委員からは、控除の対象となる市販医薬品のリストについて、市民への周知はどのようになるかとの質疑がなされ、市執行部からは、件数が1,525品目と多いことから、紙媒体での配布は難しいので、市のホームページからリンクを張るなどして周知を図りたいとの答弁がありました。

次に、軽自動車税以外の影響額について質疑がなされ、市執行部からは、医療費控除については、平成28年の実績として約5,000人が行っており、控除の合計金額は約8億7,000万円、市民税に換算すると約8,700万円となる、これは通常、医療費が10万円を超えた方が対象になるが、今回のスイッチOTCについては上限が10万円になるが、実際、一般家庭で医薬品を10万円分買うということは余らないと考える、まず医療機関に支払う額のほうが多いと思うので、従来の医療費控除を選択すると思う、したがって市民税に与える影響

はさほど大きくなるとは考えていないとの答弁がありました。

次に、従来の医療費控除と今回の特例制度が重複できないというのはどういうことか、市民に対して具体的な制度を説明することが大切ではないかについて質疑がなされ、市執行部からは、医療費控除は、一般的には医療費が10万円を超えた方もしくは所得の5%、いずれか小さいほうの金額、今まで医薬品を二、三万円買っていて対象にならなかった方が今回の制度で控除の対象になる場合がある、そうした例については広報紙またはホームページ等で周知するとの答弁がありました。

さらに、制度を知らずに控除を受けられなかったという市民をなくすために、保健福祉部との連携は考えているかについて質疑がなされ、市執行部からは、税務課が中心となり、多方面から市民に理解していただくような方策をとっていくとの答弁がありました。

議案第92号は、牛久市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

本件は、人事院勧告に基づき、平成28年4月にさかのぼって給料月額を平均0.2%引き上げるものであり、勤勉手当については平成28年度からの支給月数を年0.1月引き上げ、再任用職員においては年0.05月引き上げるものであります。

審査に当たり委員からは、市職員組合との合意の経過について質疑がなされ、市執行部からは、組合からの了承は得ているとの答弁がありました。

議案第93号は、牛久市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

本件は、人事院勧告に基づき、特別職の期末手当について平成28年度からの支給月数を年0.1月引き上げるものであります。

議案第86号、平成28年度牛久市一般会計補正予算（第5号）のうち、当委員会所管の歳入の主なものとして、市税については、本年度収入見込みの増額に伴う市民税及び固定資産税の増額計上であります。寄附金についてはふるさと牛久応援寄附金の増額計上、繰入金については、今補正予算を調製した結果生じた財源不足を補うため、財政調整基金繰入金を増額計上するものであります。歳出の主なものとしては、人事院勧告による給与月額、勤勉手当支給月数の引き上げ等による人件費の増であります。

審査に当たり委員からは、2億2,000万円の個人市民税の増収があったことについて、市政運営のプラス要因が働いたと思う、ふるさと牛久応援寄附金が予測より上回るとのことが、返礼品の充実策、また、積極的な寄附金募集の体制について質疑がなされ、市執行部からは、返礼品については、商工観光課、農業政策課と連携を図り、時節に合った魅力ある品目を選定していく、11月末の寄附金総額は2,360万円であるとの答弁がありました。

次に、ふるさと牛久応援寄附金が市政にどのように活用されているのか、周知が足りないの

ではないかについて質疑がなされ、市執行部からは、これまで以上に積極的にお知らせしていくとの答弁がありました。

また、国の経済対策としての市債発行について質疑がなされ、市執行部からは、市道整備事業、中学校整備事業について、補助金以外の市負担分について全額市債を充てていること、また、今回の国の経済対策分としての市債については、元利償還金が交付税の需要額に算入されるとの答弁がありました。

また、県南地域公共交通確保対策協議会の広域バス実証運行について、補助金の今後の動向及び構成市町村間の対応について質疑がなされ、市執行部からは、平成29年までは補助金が確定しているが、その後については未確定なため、構成市町村間でも事業継続の懸念があり、県へ要望をしていくとの答弁がありました。

次に、広域バスの運行が過疎地有償運送に与える影響について質疑がなされ、市執行部からは、ドアツードアの有償運送はバス停まで行くことができない方が通院、買い物に利用していることが多い、市町村域をまたぐ広域バスが影響を与えるかどうかは、実証運行を通じて検証していくとの答弁がありました。

また、高齢者の運転免許証自主返納について、今後も市として推進していくのかについて質疑がなされ、市執行部からは、最近、高齢者が加害者となる交通事故が多発していることから、継続していきたいとの答弁がありました。

また、有償運送の車両購入費補助金に関連して、NPO法人の運営実態について質疑がなされ、市執行部からは、平成23年の補助開始以来、会員数、利用件数ともにふえているとの答弁がありました。これに対し、過疎地有償運送として継続できるよう今後の対策を怠らないでいただきたいとの要望がありました。

また、東日本大震災における被災者の生活再建支援費の減額について、国県の対応の方向性及び避難指示区域外からの避難者の動向の把握状況について質疑がなされ、市執行部からは、当初7世帯を対象に予算を計上したが、ことし3月に1世帯が転出したこと、及び避難指示区域外からの避難者に対する支援が今年度末で打ち切りになることによる減額であること、避難指示区域外からの3世帯については、福島県と茨城県の職員が面談を行い、来年度の居住地について意向を伺った、その中には牛久市内に住居を建てる意向の方もいると聞いている、なお、この生活再建支援費については全額福島県が負担しているとの答弁がありました。

以上、7件であります。

付託されました案件について審査の結果、全ての議案についていずれも全会一致により内容適切なものと認め、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。

○議長（市川圭一君） 次に、黒木教育民生常任委員長。

平成28年12月16日

牛久市議会議長 殿

教育民生常任委員会

委員長 黒木 のぶ子

教育民生常任委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果下記のとおり決定いたしましたので、牛久市議会会議規則第110条の規定により報告します。

記

事件の番号	件名	議決の結果
議案第78号	牛久市障害者自立支援協議会条例について	原案可決
議案第84号	牛久市奨学基金条例の一部を改正する条例について	原案可決
議案第85号	牛久市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について	原案可決
議案第86号	平成28年度牛久市一般会計補正予算（第5号） 別記記載の当該委員会の所管事項についてのみ	原案可決
議案第87号	平成28年度牛久市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）	原案可決
議案第90号	平成28年度牛久市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）	原案可決
議案第91号	平成28年度牛久市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）	原案可決
意見書案第7号	医療用ウィッグへの助成を求める意見書の提出について	原案可決

〔教育民生常任委員長黒木のぶ子登壇〕

○教育民生常任委員長（黒木のぶ子君） それでは、教育民生常任委員会委員長審査報告をしたいと思います。

平成28年12月9日、本委員会に付託されました案件審査の経過と結果につきまして、御

報告申し上げます。

本委員会に付託されました案件審査のため、去る12月13日、委員会を開催し、市執行部の出席を求め慎重な審査を行った次第です。

まず、本委員会に付託されました案件の内容を申し上げます。

議案第78号は、牛久市障害者自立支援協議会条例についてであります。

本件は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の制定に伴い、障害を理由とする差別を解消するための取り組み等について協議する機関として、既存の牛久市障害者自立支援協議会を条例で規定するため制定するものであります。

審査に当たり委員からは、協議会委員の構成、会議の開催頻度について質疑がなされ、市執行部からは、現在規則で定める委員は20名となっており、委員の構成として、障がい者連合会からは3名、各種事業所から5名、各関係機関として、竜ヶ崎保健所、ハローワーク、特別支援学校等に委嘱をしている、会議の開催頻度については今年度は2回を予定し、来年度については全体会議を3回予定しているとの答弁がありました。

また、学校の中での差別に対する配慮について質疑がなされ、市執行部からは、学校での毎日の授業の中で人権意識を育てることが大事で、教室の中で居場所があるということ、認められる場をつくって自己肯定感を高めてあげることが大事である、来年度からきぼうの広場では横断的にいじめや発達障害等に対応できる先生を採用する予定であるとの答弁がありました。

議案第84号は、牛久市奨学基金条例の一部を改正する条例についてであります。

本件は、本市の奨学金制度について、より利用しやすいものとするため、支給額を増額し、あわせて奨学金の財源とするため基金を処分できるよう改正するものであります。

審査に当たり委員からは、今後5年から10年後くらいの対象者の推移、財源について質疑がなされ、市執行部からは、今回予定しているのは、年間15名程度、3学年分で毎年45名くらいとなる、財源としては篤志家の寄附だけだったが、ふるさと牛久応援寄附金からもある程度の割合で見込めればということで、条文改正を行っているとの答弁がありました。

また、奨学金受給の要件となる準要保護の基準はどの程度か、入学前に奨学金を準備として渡せるか質疑がなされ、市執行部からは、就学援助については生活保護基準の1.15倍で、古い基準を遡及して適用し変わっていない、奨学金の支給時期については、在学したという事実が条件になり、年度末一括払いから2分割して支給する形で、在学期間が過ぎてから払うとの答弁がありました。

議案第85号は、牛久市国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてであります。

本件は、外国人等の国際運輸業に係る所得に対する相互主義による所得税等の非課税に関する法律の改正に伴い、市民税で分離課税される特例適用利子等及び特例適用配当等の額を国民

健康保険税の所得割額の算定及び軽減判定に用いる総所得金額に含めるよう改正するものであります。

審査に当たり委員からは、法律が変わって増収になるのか、国籍は問題がないのかについて質疑がなされ、市執行部からは、これは台湾の投資事業組合に限られており、対象者がいるかどうか不明である、国籍は関係なく、日本国内に住んでいて台湾の投資事業組合から利子・配当等を得た場合に該当になるとの答弁がありました。

議案第86号、平成28年度牛久市一般会計補正予算（第5号）のうち、当委員会所管の歳入の主なものとして、国庫支出金のうち国庫負担金は民生費国庫負担金の増額計上であり、国庫補助金は国の経済対策事業としての国庫補助金を民生費国庫補助金へ増額計上するものであります。県支出金のうち、県負担金は民生費県負担分の増額計上であり、県補助金は地域医療介護総合確保基金事業補助金の計上、民生費県補助金の増額計上等であります。

歳出の主なものとして、民生費のうち社会福祉費は、平成29年度交付予定分臨時福祉給付金支給事業、民間事業者が行う地域介護拠点整備に対する補助及び障がい者扶助費等の増額計上であります。児童福祉費については、障がい児扶助費の増額計上、乳児等保育支援、業務効率化推進、保育補助者雇用強化事業に対する補助金等の増額計上です。教育費のうち教育総務費は、コミュニティ・スクールを実施するための事業費の計上であります。中学校費については、牛久第一中学校体育館の改築、牛久南中学校の大規模改造、下根中学校トイレの大規模改造事業費を計上するものです。

審査に当たり委員からは、下根中学校トイレ大規模改造工事の着工時期、完成時期、市内小中学校の和式トイレの改修時期について質疑がなされ、市執行部からは、下根中学校トイレ大規模工事の着工時期は平成29年7月ごろ、完成時期は10月ごろと見込んでいる、下根中学校、牛久南中学校の大規模改造によって、市内で和式トイレが残っている奥野小学校、牛久第二小学校、牛久第二中学校については、今後、事業計画の中で組み入れて洋式化を図っていくとの答弁がありました。

また、コミュニティ・スクールへの学校のかかわり、牛久南中学校の大規模改造の木質化について質疑がなされ、市執行部からは、学校運営協議会はコミュニティ・スクールの学校運営や教職員人事等について意見を述べることができる、大規模改造の木質化については、現在委託中の牛久南中学校の設計業務の中でも考慮しているとの答弁がありました。

議案第87号は、平成28年度牛久市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）であり、歳入の主なものとして、療養給付費交付金は退職被保険者療養給付費交付金の減額計上であり、繰入金は一般会計繰入金の増額計上であります。歳出の主なものは、高齢者支援金及び介護納付金等の減額計上であります。

審査に当たり委員からは、70歳未満の高額療養費の所得区分が3段階から5段階に細分化された後の所得区分ごとの世帯数についての質疑がなされ、市執行部からは、1万2,780世帯のうち、1カ月当たりの限度額3万5,400円の非課税世帯が3,186世帯、課税世帯のうち細分化により限度額が約8万1,000円から5万7,600円に下がった世帯が6,776世帯あるとの答弁がありました。

議案第90号は、平成28年度牛久市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）であり、歳入の主なものとして、保険料は第1号被保険者特別徴収保険料の増額計上であり、支払基金交付金は介護給付費交付金の増額計上であります。歳出の主なものは、保険給付費における高額介護サービス費負担金の増額計上であります。

議案第91号は、平成28年度牛久市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）であり、平成27年度の精算に伴い後期高齢者医療費負担金が増額となったことから、歳出の増額計上を行い、その財源として歳入の一般会計繰入金を増額計上するものであります。

審査に当たり委員からは、今後の事業費の推移、後期高齢者医療費対象者に対するの医療費の抑制指導等について質疑がなされ、市執行部からは、事業費の推移については今後10年間は事業費の伸びが加速されると見込んでいる、医療費の抑制については、広域連合ではジェネリック医薬品の利用促進を行い、また、歯科検診事業も展開しているとの答弁がありました。

意見書案第7号は、医療用ウィッグへの助成を求める意見書の提出についてであります。

本件は、がん治療患者の負担を軽減するための支援の一つとして、抗がん剤等により脱毛した患者への医療用ウィッグの助成を求めるものであり、意見書提出者に委員会出席を求め、審査いたしました。

委員からは、がん生存者が500万人を超えており、がんとともに生きる社会が現実化している、がん治療は副作用との闘いがあり、がん患者の皆さんに頑張ってもらったためにも医療用ウィッグの支援は必要であるとの意見がありました。

以上、8件であります。

付託されました案件について審査の結果、全ての案件について、全会一致により内容適切なもの認め、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告いたします。

○議長（市川圭一君） 次に、板倉産業建設常任委員長。

平成28年12月16日

牛久市議会議長 殿

産業建設常任委員会

委員長 板 倉 香

産業建設常任委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果下記のとおり決定いたしましたので、牛久市議会会議規則第110条の規定により報告します。

記

事件の番号	件 名	議決の結果
議案第79号	牛久市農業委員会の委員及び牛久市農地利用最適化推進委員の定数を定める条例について	原案可決
議案第86号	平成28年度牛久市一般会計補正予算（第5号）別記記載の当該委員会の所管事項についてのみ	原案可決
議案第88号	平成28年度牛久市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）	原案可決
議案第89号	平成28年度牛久市青果市場事業特別会計補正予算（第1号）	原案可決
議案第58号	土地取得について	継続審査
請願第6号	エスカードビル内のイズミヤ撤退にともなって食品売り場等の店舗設置を求める請願書	採 択

[産業建設常任委員長板倉 香君登壇]

○産業建設常任委員長（板倉 香君） 産業建設常任委員会委員長審査報告。

平成28年12月9日、本委員会に付託されました案件審査の経過と結果につきまして、御報告申し上げます。

本委員会に付託されました案件審査のため、去る12月14日、また、継続審査案件の審査のため、閉会中である10月12日、11月8日にそれぞれ委員会を開催し、市執行部の出席を求め慎重な審査を行った次第です。

まず、本委員会に付託されました案件の内容を申し上げます。

議案第79号は、牛久市農業委員会の委員及び牛久市農地利用最適化推進委員の定数を定める条例についてであり、農業委員会等に関する法律の改正に伴い、農業委員及び農地利用最適化推進委員の定数を定めるものであります。

審査に当たり委員からは、国が法改正するに至った背景について質疑がなされ、市執行部からは、国は担い手による農地の集積面積の目標を全体の8割としており、この目標を達成するために農地利用最適化の推進業務について、これまで農業委員会の任意業務であったものを法令業務と定めて強力に推進するために法改正に至ったとの答弁がありました。

また、委員からは、農業委員及び農地利用最適化推進委員の募集及び応募方法について質疑がなされ、市執行部からは、今まで公選制としていたが、募集期間をおおむね1カ月以上設けた中で、行政区長、土地改良区等の推薦のほか、公募によりみずから申し込む方法や農業者1名の推薦による方法もあるとの答弁がありました。

議案第86号は、平成28年度牛久市一般会計補正予算（第5号）であり、当委員会所管の歳入について、国庫支出金の国庫補助金は、国の経済対策事業としての国庫補助金を土木費国庫補助金へ増額計上するものであります。歳出について、土木費の道路橋梁費は、南7丁目南側のみはらし台ののり面対策工事費の計上であります。

審査に当たり委員からは、ふるさと寄附に対する返礼品目を60から67品目にふやしているが、今後もふやしていく考えがあるかとの質疑がなされ、市執行部からは、寄附者に牛久市の特産品を知ってもらおうとともに牛久市の特産品を買ってもらおうという視点から、返礼品は牛久市内の地場産品を優先して選定しているが、今後は牛久市内における体験型の返礼品についても考えていくとの答弁がありました。

また、委員からは、市道舗装の損傷等を原因とする損害賠償請求事案が依然として発生しているが、道路補修を必要とする箇所の把握はどのようにしているかとの質疑がなされ、市執行部からは、職員によるパトロールのほか、市民や職員からの情報提供をもとに現地調査を行い、舗装の補修を行っている、今後は路面調査を活用した維持補修も検討するとの答弁がありました。

議案第88号は、平成28年度牛久市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）であり、歳入の国庫補助金は社会資本整備総合交付金の増額計上であり、経済対策事業分の計上及び追加交付に伴うものであります。歳出の下水道管理費は、経済対策事業として実施する老朽化した汚水管渠の改築事業の計上であり、下水道建設費は国庫補助金の追加交付に伴う汚水建設事業費の増額及び雨水建設事業費の事業組み替えを行うものであります。

審査に当たり委員からは、下町第五雨水幹線を布設する事業の予算を減額補正する理由について質疑がなされ、市執行部からは、当該事業は国道6号線の歩道部分に雨水管を布設する工事となるため、国土交通省との工事の実施に向けた協議が必要であるが、この協議に想定以上の時間を要していることから、今年度内の工事着手は困難であるため、未契約繰り越しとするよりは、予算を減額した分をほかの事業の不足分に充てて整備を進めたいとの答弁がありまし

た。

議案第89号は、平成28年度牛久市青果市場事業特別会計補正予算（第1号）であり、青果市場警備業務について、準備期間に日数を要するため、債務負担行為の設定を行うものであります。

議案第58号は、第3回定例会から継続審査となっている土地取得についてであり、田宮西近隣公園を整備するために用地を取得するものであります。

本件については、執行部に対して審査のために必要とする資料を求めるとともに、賃貸借契約書の起案担当者、土地購入書の起案担当者等を説明員として出席を求め、今期定例会中のほか、閉会中でもある10月12日及び11月8日にも開催し、審査を行いました。

審査に当たり委員からは、なぜ賃借している土地に雨水管が埋設されたのかとの質疑がなされ、市執行部からは、平成18年度に策定した公共下水道事業計画に基づいて調整池の位置づけや雨水管の位置を決めているとの答弁がありました。

また、委員からは、どのような経緯で購入の話が出てきたのかとの質疑がなされ、市執行部からは、市としては事業用地を取得して公園として完成させる考えであるため、市から地権者に対して土地購入について協力を要請したとの答弁がありました。

その他、委員からは、雨水管が曲げて埋設された理由について質疑がなされ、市執行部からは、雨水管の埋設位置の決定当時にアサザ基金が小学生を対象に出前講座を実施した際の小学生からの公園整備に対する希望を反映して眺望台を計画したが、雨水管を直線で埋設すると眺望台と干渉してしまうことから、雨水管の将来の管理も考慮し、眺望台を避けるように曲げて埋設したとの答弁がありました。

また、委員からは、住民要求の実現、既に都市計画決定している事業における行政の事業継続性を鑑みると、工事については進めるべきだが、本件に関しては不透明な部分もあることから、今後も継続して審査すべきとの意見がありました。

請願第6号は、イズミヤが撤退することにより、食品売り場を含め2階から4階まで閉鎖される事態となるため、高齢者やビル内の分譲、賃貸住宅の居住者、通勤者、障害者、交通弱者等、多くの地域住民が不便を強いられることから、食料品、衣料品、日用雑貨等を販売する店舗の積極的誘致や公共施設の設置、エスカートビルの再編、再生を図り、牛久市の文化行政の拠点となるような構想を市民に情報開示することを求めるものであります。

審査に当たり委員からは、市として市民の立場に立ったイズミヤとの交渉や、撤退後に周辺住民が買い物難民とにならないことを求める請願は、住民の切実の声を反映していることから、全会一致により採択すべきであるとの意見がありました。

以上、6件であります。

付託されました案件について審査の結果、議案第79号は賛成多数により、議案第86号、議案第88号、議案第89号は全会一致により内容適切なものと認め、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

また、前定例会から継続審査となっていた議案第58号については、委員から継続審査を求める意見があり、可否同数により委員長裁決の結果、閉会中もなお継続審査とすることに決し、議長宛て継続審査の申し出をいたしました。

請願第6号については、全会一致により採択すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。

○議長（市川圭一君） 以上で各委員長の審査の経過並びに結果についての報告は終わりました。

これより各委員長の報告に対する質疑に入ります。

なお、質疑は一括質疑をお願いいたします。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（市川圭一君） 以上で各委員長に対する質疑を終結いたします。

これより提出されている全議案に対する討論に入ります。

まず、原案反対の方の発言を許します。16番遠藤憲子君。

〔16番遠藤憲子君登壇〕

○16番（遠藤憲子君） それでは、議案第79号、牛久市農業委員会の委員及び牛久市農地利用最適化推進委員の定数を定める条例について、反対討論を行います。

農業委員会等に関する法律が平成28年4月1日、施行されました。改正された農業委員会法では、農業委員の公選制を廃止し、市長による選任制に変わりました。改正前の農業委員会は、農業者から選挙で選ばれた農業委員で構成され、農地の権利移動や転用の許可の業務を行うなど、農民の代表機関として市町村長から独立した執行機関であり、その指揮、監督を受けることはありませんでした。しかし、改正によって農業者からの建議が除外されるなど、農業者の自治が大きく後退させられます。市町村長の任命制になれば、その独立性さえ奪われることにつながります。

農業委員の選出方法も募集と推薦に変わり、事前に農業者に募集を行ったり、農業者が組織する団体その他の関係者に推薦を求めることとなります。任命に当たっては、認定農業者を委員の過半数にすること、利害関係を有しない人や地区のバランスを考え、年齢、性別に著しい偏りが生じないよう配慮が求められておりますが、公平公正な選出方法にすべきであります。

農業委員の定数は、牛久市の現状から現行の13人とし、新たに農業委員とは別に農地利用最適化推進委員が新設されます。担当地区における農地の利用最適化推進のため、牛久地区1

名、岡田地区2名、奥野地区2名、計5名が当たる予定です。利用最適化推進は、国が進める農地の集積、集約化を図るための中間管理機構との連携が強化されます。機構を通じて代々守り続けてきた農地を名前も知らない企業等に預けることになります。借り手企業等にとっては、優良農地が初期投資も安く借り受けられ、大きな利益につながるようになります。しかし、農家にとっては、休耕地のままでは課税が強化されます。結局、中間管理機構に貸し出すよう誘導が行われるようになります。

農業をめぐる状況は、後継者不足や高齢化による縮小などにより耕作放棄地対策が急がれています。しかし、農地の集積、集約化で地域農業の振興にどれほどの効果が出ているのか、検証はされておられません。また、農業生産法人にかかわる要件の緩和や企業参入による拡大で日本の農業の根幹である家族農業が壊されてきました。農家と農地を守り地域を守る安心・安全な農産物の生産を応援する対策を強化すべきです。

改正は、農地の番人として位置づけられ、自然環境や農地を守ってきた農業委員会制度の機能を弱めることにほかなりません。農業のあり方について、国連は大規模な企業的農業が環境を破壊し、逆に飢餓を広げていると批判し、中小農家の役割を重視しています。家族経営を基本にした多様な農家や生産組織などが展望を持って生産できる環境をつくるべきで、そのための農業委員会にすべきことを指摘し、反対討論といたします。

委員各位の御賛同を心からお願いいたします。

○議長（市川圭一君） 次に、原案賛成の方の発言を許します。17番鈴木かずみ君。

〔17番鈴木かずみ登壇〕

○17番（鈴木かずみ君） 請願第6号、エスカードビル内のイズミヤ撤退にともなって食品売り場等の店舗設置を求める請願書に対する賛成討論です。

イズミヤ撤退対策については、9月1日より市の職員2名を専属配置し、エスカード対策室を設置して体制を強化し、牛久都市開発株式会社とともに作業を進め、早期に新しい事業者を誘致できるよう最善の努力をして取り組んでいくと9月議会で答弁があり、3カ月が経過する中で市民はその進展を固唾をのんで見守っている状況にあります。

そうした中、今議会にエスカードビル内のイズミヤ撤退に伴って食品売り場等の店舗誘致を求める請願署名1,725筆が提出されました。請願項目の食料品、衣料品、日用雑貨等を販売する店舗の積極的誘致は、これまでの暮らしを続けるための最低限の要望であり、買い物難民を生まないための地域住民の差し迫った問題となっています。

また、市民が気軽に利用できる公共施設の設置に対する要望は、特に西側地域の住民にとって切実であり、暮らしやすい地域の再生につながる希望となり、ビルの再生はそのチャンスであります。

イズミヤは関東から完全撤退をするに当たり、東京板橋店、千葉の八千代店等に見られるように、撤退後の店舗の誘致をし、責任を持って撤退後の対応をするようにすること、それができないのであれば、牛久市が積極的に動くことができるように対応すること、それが社会的責任を持つ企業としての責任であります。

エスカードビルの再編、再生を図り、牛久市の文化行政の拠点となるような構想を市民に情報開示すること、これらの請願を根本市長は積極的に市民の立場に立った解決をするよう要望するという請願であります。請願署名が短期間の約1カ月の間に提出されたと聞いており、これは差し迫った市民のエスカード再生を願う気持ちの強い反映ではないでしょうか。この請願署名に込められた市民の思いを議会は真剣に受けとめ、市とともに積極的な進展が図られるよう努力していく姿勢を持っていきたいと考え、請願に賛成をするものです。

全会一致で採択されることを願い、委員各位の御賛同を心よりお願いし、賛成の討論とします。

○議長（市川圭一君） 次に、原案反対の方の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（市川圭一君） 次に、原案賛成の方の発言を許します。9番黒木のぶ子君。

〔9番黒木のぶ子君登壇〕

○9番（黒木のぶ子君） 議案第84号、牛久市奨学基金条例の一部を改正する条例につきまして、賛成討論をしたいと思います。

現在、社会環境は、ひとり親世帯や非正規雇用等の中で格差社会がまさに顕在化しております。そうした中で、未来ある子供たちが保護者の置かれた立場で夢や希望がそがれつつあります。このような状況の中で、牛久市は年額7万2,000円から12万円へと大幅な増額を図ったわけですが、これらも今、国等で話題になっております貸付奨学金等ではなく、牛久市におきましては給付型奨学金ということですので、子供たちがまさに健全に暮らし、そしてまた、将来への夢が醸成されていくものではないかということで、そうすることによりまして、子供たちの将来に対する夢の一助にもなっていくと考えられますので、教育行政におきます市長の英断と御理解に感謝しながら、私の賛成討論といたしますが、議員の皆様、反対はないと思いますけれども、議案第84号、牛久市奨学基金条例の一部を改正する条例について、どうぞ御賛同願えればと思います。

以上です。

○議長（市川圭一君） 次に、原案反対の方の発言を許します。6番山本伸子君。

〔6番山本伸子君登壇〕

○6番（山本伸子君） 議案第58号、土地取得についての継続審査に対する反対討論を行い

ます。

この議案は、6月定例会から2回にわたり継続審査となり、その間、執行部から提出された多くの資料をもとに当時の担当者も出席した議論を私も傍聴してまいりました。議員各位においては、この土地の取得について、るる思いがあるようですが、この田宮西近隣公園整備事業が何のためにあるのかという原点に立ち返って判断することが、市民の代表である議員としての責務であると考えます。

時系列に検証してみても、当該土地の取得や庁内手続、公園基本計画や実施設計が都市計画法にのっとり何ら法的に問題がなく進められていることを私は確認できました。仮に当該土地を取得せず賃貸借での契約を継続し、公園整備事業を進めるとした場合、30年、40年と継続するに当たっての賃貸借料は土地取得金額よりも大きくなります。その費用は大切な市民の税金であることを鑑みれば、より安定的で適切な経費でこの事業を進めることが市民のためであると判断いたしました。

当該地周辺の方たちには言うに及ばず、この田宮西近隣公園整備事業に同意し、大切な土地を売却いただいた地権者30名弱の方たちの思いに応えること、それは、とりもなおさず雨水対策機能と豊かな自然環境の保全を考慮した公園機能をあわせ持つ田宮西近隣公園の早期の完成です。

よって、この議案の継続審査に対して反対するものです。議員各位の良識ある判断に期待し、反対討論いたします。（「議長、休憩動議」の声あり）

○議長（市川圭一君） 動議ですか。（「休憩動議」の声あり）

それでは、今、利根川議員より休憩動議がありましたが、休憩動議に賛成の方は挙手、挙手で結構です。

〔賛成者挙手〕

○議長（市川圭一君） 挙手少数ですので、このまま続けます。（「動議」の声あり）

動議を受けての休憩動議についての決をとりたいと思います。

自席で休憩します。

午前11時04分休憩

午前11時10分開議

○議長（市川圭一君） それでは、再開いたします。

6番山本伸子君。

〔6番山本伸子君登壇〕

○6番（山本伸子君） 先ほど議案第58号の継続審査についての反対討論を行いましたけれ

ども、私の不勉強で議案第58号の賛成討論と訂正させていただきます。申しわけございませんでした。

○議長（市川圭一君） 次に、原案反対の方の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（市川圭一君） 次に、原案賛成の方の発言を許します。7番杉森弘之君。

〔7番杉森弘之君登壇〕

○7番（杉森弘之君） 議案第84号、牛久市奨学基金条例の一部を改正する条例についての賛成討論を行います。

周知のとおり、牛久市議会は本年9月の第3回定例会で大学生等を対象に含む給付型奨学金制度の拡充を求める決議を全会一致で可決しました。さらに、6月の第2回定例会で私の質問に対し根本市長は、奨学金の額や支給対象者などについては調査研究していきますと答弁をされました。今回、根本市長が早速、牛久市奨学基金条例の一部を改正するための条例を提出されたことに対し、心から敬意を表するものであります。

今回の改正案の内容は、牛久市の奨学金の金額と受給要件を改善することなどにあります。金額については、小中学校生に対する交通災害遺児等奨学金を年額3万6,000円から6万円に、高等学校等就学生に対する一般奨学金を年7万2,000円から12万円に増額しています。さらに、経済的に困窮している条件を明示し、交通災害遺児等奨学金について、交通事故のほかは疾病による原因も追加するなどしています。

これらのことは、牛久市を子供に手厚いまち、教育に力を入れるまちとするためにさらに大きな一歩を進めたものとして大いに賛同するものであります。同時に、さきの議会決議が大学生等を対象に含む給付型奨学金制度の拡充を求める決議と題されているとおり、奨学金の対象をさらに大学生まで拡大することを要望するものであります。

同決議にありますように、いわゆる先進国の中で大学の授業料の無償化と給付型の奨学金で両方ともないのは日本だけであります。今や日本の大学生の2人に1人が貸与型の奨学金制度を利用し、卒業してもアルバイトや派遣労働者などによって収入が少なく、返還が行き詰まる人は多く、3カ月以上滞納している人が昨年度約17万3,000人に上り、信用保証機関のブラックリストに登録され、社会生活に支障が出ることもあるといます。

そもそも日本以外の諸外国では、通常、奨学金は給付型のものだけを指すものであり、日本のように貸与型のものは奨学金とは言わず、アメリカでは教育ローンと言うそうであります。国も大学生に対する給付型奨学金制度の導入の検討を始めていますが、国の施策を待つのではなく、既に実施している他の自治体に学び、自治体が住民の福祉、教育環境を守るために独自に施策を掲げるべきと確信します。

議案第84号に賛成するとともに、牛久市の奨学金制度のさらなる改善、とりわけ大学生を対象にした給付型奨学金制度の導入を心から要望し、賛成討論とするものであります。

○議長（市川圭一君） 次に、原案反対の方の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（市川圭一君） 次に、原案賛成の方の発言を許します。3番尾野政子君。

〔3番尾野政子君登壇〕

○3番（尾野政子君） 意見書案第7号、医療用ウィッグへの助成を求める意見書案について、賛成討論を行わせていただきます。

この意見書案の本文にもございますように、医療の進歩によりがん患者の生存率は飛躍的に向上いたしております。がん生存者は500万人を超えるということでございますが、今後もしも着実にふえることは容易に想定されます。まさしく、がんとともに生きる社会が現実となってまいりました。がん患者の方々は、治療を受ける過程の中でさまざまな副作用との闘いがあり、心身ともにダメージを受ける上に、脱毛は命が削られる思いと推察するところでございます。

このような方々が全国に多数おられることは明らかであり、金銭的にも多大な負担を抱え、日々懸命に頑張っておられます。その負担を少しでも軽減するための具体的な支援策として、抗がん剤等で脱毛した患者への医療用ウィッグの助成を一日も早く実現できるよう強く望むところでございます。

どうか議員の皆様、お一人お一人の御賛同を心よりお願い申し上げまして、私の賛成の討論とさせていただきます。

○議長（市川圭一君） 次に、原案反対の方の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（市川圭一君） 次に、原案賛成の方の発言を許します。ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（市川圭一君） これをもって討論を終結いたします。

これより議案第78号ないし議案第85号、議案第92号及び議案第93号、議案第86号ないし議案第91号、議案第58号の17件、意見書案第7号の1件、請願第6号の1件について、順次採決いたします。

初めに、議案第78号、牛久市障害者自立支援協議会条例について、本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（市川圭一君） 起立全員であります。よって、議案第78号は委員長の報告のとおり

可決されました。

次に、議案第79号、牛久市農業委員会の委員及び牛久市農地利用最適化推進委員の定数を定める条例について、本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（市川圭一君） 起立多数であります。よって、議案第79号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第80号、牛久市部等設置条例の一部を改正する条例について、本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（市川圭一君） 起立全員であります。よって、議案第80号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第81号、牛久市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（市川圭一君） 起立全員であります。よって、議案第81号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第82号、牛久市特別職報酬等審議会設置条例の一部を改正する条例について、本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（市川圭一君） 起立全員であります。よって、議案第82号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第83号、牛久市税条例等の一部を改正する条例について、本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（市川圭一君） 起立全員であります。よって、議案第83号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第84号、牛久市奨学基金条例の一部を改正する条例について、本案に対する委

員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（市川圭一君） 起立全員であります。よって、議案第84号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第85号、牛久市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、本案に対する委員長報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（市川圭一君） 起立全員であります。よって、議案第85号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第92号、牛久市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、本案に対する委員長報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（市川圭一君） 起立全員であります。よって、議案第92号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第93号、牛久市特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について、本案に対する委員長報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（市川圭一君） 起立全員であります。よって、議案第93号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第86号、平成28年度牛久市一般会計補正予算（第5号）、本案に対する委員長報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（市川圭一君） 起立全員であります。よって、議案第86号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第87号、平成28年度牛久市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）、本案に対する委員長報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（市川圭一君） 起立全員であります。よって、議案第87号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第88号、平成28年度牛久市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）、本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（市川圭一君） 起立全員であります。よって、議案第88号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第89号、平成28年度牛久市青果市場事業特別会計補正予算（第1号）、本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（市川圭一君） 起立全員であります。よって、議案第89号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第90号、平成28年度牛久市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）、本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（市川圭一君） 起立全員であります。よって、議案第90号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第91号、平成28年度牛久市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）、本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（市川圭一君） 起立全員であります。よって、議案第91号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第58号、土地取得について、本案は産業建設常任委員長から会議規則第111条の規定により、お手元に配付しましたとおり、閉会中において継続審査の申し出がありました。

本案は、委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに賛成の諸君の起立を求めます。（「委員長、賛成しないんですか」の声あり）

〔賛成者起立〕

○議長（市川圭一君） 起立少数であります。よって、議案第58号は委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることは否決されました。

議案第58号、土地取得について、ただいま継続審査が否決されました本案を採決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（市川圭一君） 起立多数であります。よって、議案第58号は採決することに決しました。

ここで議案第58号について採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（市川圭一君） 起立多数であります。よって、議案第58号は可決されました。

次に、意見書案第7号、医療用ウィッグへの助成を求める意見書の提出について、本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（市川圭一君） 起立全員であります。よって、意見書案第7号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、請願第6号、エスカートビル内のイズミヤ撤退にともなって食品売り場等の店舗設置を求める請願書、本案に対する委員長の報告は採択するであります。

本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（市川圭一君） 起立全員であります。よって、請願第6号は委員長報告のとおり採択することに決しました。

次に、日程第20、閉会中の事務調査の件を議題といたします。



閉会中の事務調査の件

○議長（市川圭一君） 本件は、お手元に配付してありますとおり、各委員長から閉会中の事務調査の申し出がありました。

お諮りいたします。本件は、各委員長の申し出のとおり、それぞれ閉会中の事務調査に付することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（市川圭一君） 起立全員であります。よって、本件は、各委員長の申し出のとおり、それぞれ閉会中の事務調査に付することに決しました。

以上で、今期定例会に付議されました案件は全て議了されました。

これをもって平成28年第4回牛久市議会定例会を閉会いたします。御苦勞さまでした。

午前11時32分開会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長 市 川 圭 一

署名議員 秋 山 泉

署名議員 尾 野 政 子